

# 当別町ふるさと納税のお知らせ。

当別町の魅力あるまちづくりのために、さらなる発展のために、  
当別出身の方、当別にゆかりのある方、多くの皆様の応援をお願いします。

■ふるさと納税の用途 当別町の活性化を図るため、皆様のご支援をお願いします。当別の魅力をさらに増大させるための、美しいまちづくり事業、地域ブランドの創出事業にふるさと納税として頂いた寄附金を活用させていただきます。

■制度の概要 当別町外在住の方が当別町に対して行う寄附が対象であり、一部が個人住民税・所得税から控除される制度です。個人の場合、5,000円を超える寄附をした時、一定の額が控除されます。なお、個人住民税所得割の一割までしか控除されないなど、一定の制限がありますのでご注意ください。

毎年2月～3月の確定申告時に申請をすると、税の控除が受けられます。控除には、当別町発行の受領書を添付して、確定申告をする必要があります。

なお、法人の方が寄附をした場合、法人税額の算定上、全額損金算入できます。

■寄附の特典 1万円以上のご寄附をした皆様には、記念品として当別特産品詰め合わせ季節の野菜、加工品など（5,000円相当）を年一回お贈りします。  
※当別町在住の方が当別町に対して行う寄附については税の控除対象になりますが、当制度対象外の為、寄附の特典は受けられません。

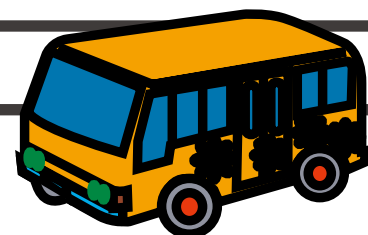
## 当別町ふるさと納税第1号は 札幌市の新井様から！



当別町への初めてのふるさと納税として、新和グループ(札幌市)の代表取締役 新井 修 氏とご家族から、「ふるさと当別に貢献をしたい。」と総額770万円のご寄附をいただきました。大切に活用させていただきます。(9月25日当別町役場)

■申込み・問合せ 企画課 (☎23 - 2393)

## スクールバスに地域の方々も乗車できます



今年4月から1年間の試行として小中学校の児童生徒の通学目的に運行しているスクールバスに地域の方々も乗車できます。児童生徒が乗降している停留所およびJRの駅から乗降車ができます。試行運行のため、来年3月末までは無料で乗車できます。

乗車を希望する場合は、必ず前日の午後4時までに教育委員会へご連絡ください。なお、乗車定員数以上の場合は、乗車をお断りする場合があります。

▼運行時間 登校時1便、下校時に午後2時台と午後3時台に各1便。

※各学校の日課に合わせて時間を決定しているため、毎日定時運行をしているわけではなく、目安としての時間です。

▼運行日 学校の授業がある日

(休業日は、土・日曜日、祝日、夏・冬・春休み、開校記念日、臨時休校などです。)

### ▼運行路線

#### 通年運行路線

当別小・中学校	上当別、金沢、中小屋、蕨岱、東裏
西当別小・中学校	高岡
弁華別小・中学校	弁華別

◎ 11月からは川下地区の運行を開始します。

冬期間運行(11月～3月)

当別小・中学校	川下
西当別小・中学校	川下

▼連絡・問合せ先 町教委管理課学校教育係  
(☎23 - 2689)